

報告第21号

令和元年度京丹後市公営企業会計資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、別紙のとおり資金不足比率を調製し、議会に報告する。

令和2年8月28日提出

京丹後市長 中山 泰

(別紙)

総括表⑤ 資金不足比率の状況(令和元年度決算)

※京丹後市独自表

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名
262129	京都府	京丹後市

(単位:%、千円)

公営企業会計名称	資金不足比率	(単位:%、千円)	
		資金不足額	事業の規模
水道事業会計	-	△ 1,242,049	1,096,399
病院事業会計	6.9	428,351	6,179,442
集落排水事業特別会計	-	△ 49,562	93,709
公共下水道事業特別会計	-	△ 339,498	352,507
浄化槽整備事業特別会計	-	△ 112,246	40,512
市民太陽光発電所事業特別会計	-	△ 16,900	47,233
工業用地造成事業特別会計	-	△ 30,288	30,288
宅地造成事業特別会計	-	△ 45,688	45,688

(単位:%)

経営健全化基準
20.0

【参考】 資金不足額（令和元年度）

※京丹後市独自表

○法適用企業

(単位:千円、%)

会計名称	負債の部						算入地方債 ②	資産の部				小計 ④=①+②-③	解消可能資金不足額⑤	資金不足額 ⑥=④-⑤	事業規模 ⑦	資金不足比率 ⑥/⑦
	①=a-b-c-d-e	流動負債a	控除企業債等b	控除未払金等c	控除額d	PFI建設事業費等e		③=d-e-f	流動資産g	控除財源h	控除額i					
水道事業	246,378	837,402	591,024	0	0	0	0	1,488,427	1,542,027	53,600	0	△ 1,242,049	0	△ 1,242,049	1,096,399	—
病院事業	1,488,069	1,993,098	505,029	0	0	0	141,259	1,200,977	1,200,977	0	0	428,351	0	428,351	6,179,442	6.9

※ 流動負債及び流動資産は、貸借対照表(決算書)の数値

※ 事業規模は、損益計算書(決算書)における営業収益(医業収益、訪問看護事業収益及び通所リハビリテーション事業収益)から受託工事費を差し引いた数値

※ 資金不足額がある場合は、正の数値での表記。(黒字の場合は、マイナス表記)

※ 解消可能資金不足額により黒字となる場合は、資金不足額は「0」とする。

○法非適用企業

(単位:千円、%)

会計名称	歳出の部 ①	算入地方債 ②	歳入の部 ③=a-(b-c)				土地収入見込額 ④	地方債現在高 ⑤	長期借入金 ⑥	小計 ⑦=①+②-③	解消可能資金不足額 ⑧	資金不足額 ⑨=⑦-⑧	事業規模 ⑩	資金不足比率 ⑨/⑩	
			歳入a	繰越事業費b	左記の特財c										
集落排水事業	365,345	0	414,907	414,907	0	0	/	/	/	△ 49,562	0	△ 49,562	93,709	—	
公共下水道事業	2,639,584	0	2,979,082	2,979,237	498,055	497,900	/	/	/	△ 339,498	0	△ 339,498	352,507	—	
浄化槽整備事業	265,746	0	377,992	377,992	0	0	/	/	/	△ 112,246	0	△ 112,246	40,512	—	
市民太陽光発電所事業特別会計	43,234	0	60,134	60,134	0	0	/	/	/	△ 16,900	0	△ 16,900	47,233	—	
宅造	工業用地造成事業	8,069	0	14,552	14,552	0	0	23,805	0	0	△ 30,288	0	△ 30,288	30,288	—
	宅地造成事業	23	0	44,824	44,824	0	0	887	0	0	△ 45,688	0	△ 45,688	45,688	—

※ 土地収入見込額は、売出を開始している土地の時価評価額から販売経費を除いた額で、帳簿価額と比較して小さい額。

ただし、時価評価額から販売経費を除いた額が赤字となる場合は、「0」とする。また、未売出である場合は、④土地収入見込額は「0」とする。

※ 宅造会計の小計欄の数値は、⑦=①+②-③+(⑤地方債現在高+⑥長期借入金-④土地収入見込額)による数値。(プラスとなる場合は、「0」とする。)

ただし、①+②-③-④が赤字(プラス)となる場合の⑦小計欄の数値には、上記にかかわらず⑤地方債残高及び⑥長期借入金は算入しない。

※ 事業規模(宅造以外)は、損益計算書における営業収益から受託工事費を差し引いた数値。(決算統計26表1行2列-26表1行5列)

※ 事業規模(宅造)は、地方債現在高と他会計借入金の合計額。但し、実質黒字額と土地収入見込額の合計額を下回る場合は、実質黒字額と土地収入見込額の合計額とする。

※ 資金不足額がある場合は、正の数値での表記。(黒字の場合は、マイナス表記)